



平成21年5月19日

各位

会社名 第一交通産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中亮一郎
(コード番号 9035 福証)

株主優待制度の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1、変更内容

株主優待制度のうち、下記の不動産事業優待券及び自動車関連事業優待券の一部変更並びに九州民芸村、つくしぎゃらりい割引券を廃止することといたしました。変更後の株主優待制度については、別紙をご参照ください。

(1) 不動産事業優待券(優待クーポン券1冊綴りの中に1枚)

項目	変更前	変更後
分譲マンション	販売定価価格の5%割引	販売定価価格の2%割引
戸建住宅	建物定価価格の5%割引	建物定価価格の2%割引

(2) 自動車関連事業優待券(優待クーポン券1冊綴りの中に1枚)

項目	変更前	変更後
Kitakyushu BMW	BMW新車 定価価格の4%割引	廃止

(3) その他関連事業優待券(優待クーポン券1冊綴りの中に各1枚)

項目	変更前	変更後
九州民芸村	無料入村券(5名様まで可)	廃止
つくしぎゃらりい(九州民芸村内)	店頭価格の10%割引	廃止

2、変更理由

当社は、株主の皆様へ自社の事業について株主優待制度を通じて理解を深めていただくことを目的として、制度新設当初からタクシー券のほか関連事業優待券を贈呈してまいりました。

しかしながら、取扱内容の見直しや今後の事業環境並びにご利用状況等を総合的に勘案した結果、優待内容を一部変更することといたしました。

なお、Kitakyushu BMWにおける新車販売、九州民芸村(つくしぎゃらりい)については、それぞれ営業の終了に伴い廃止するものであります。

3、変更時期

平成21年3月31日基準日の株主優待券贈呈分(平成21年6月中発送予定分、平成21年12月31日までご利用可能)から、上記のとおり変更することといたします。

お問合せ先 広報室 電話：093-511-8811

以上

(別紙)

第一交通産業株式会社 株主優待制度

【平成21年3月31日基準日贈呈分より改正適用】

毎年2回、株主名簿に記載された株主様に対し、当社グループ各社で利用可能な「株主優待クーポン券」(タクシークーポン券及び各種割引券を綴った1冊)を下記基準により贈呈いたします。

(1)贈呈基準及び各種割引券等の内容

ご所有株式数	贈呈冊数	タクシー利用相当金額
500 ~ 999 株	3 冊	3,000 円
1,000 ~ 1,999	5	5,000
2,000 ~ 2,999	10	10,000
3,000 ~ 3,999	15	15,000
4,000 ~ 5,000	20	20,000
5,001 ~	30	30,000

タクシー事業(上記1冊綴りの中に1,000円分のタクシークーポン券)
「タクシークーポン券」のみ、券面額の範囲内で「通販取扱商品」(株主様限定)または「那覇バス」・「琉球バス交通」乗車券との引き換えができます。
詳細は、優待クーポン券及び同封のご案内をご参照ください。

不動産事業(上記1冊綴りの中に1枚) 不動産事業(上記1冊綴りの中に1枚)

分譲マンション	販売定価価格の2%割引
戸建住宅	建物定価価格の2%割引
アパート	建物価格の5%割引
リフォーム	リフォーム請負価格の3%割引

自動車関連事業(上記1冊綴りの中に1枚)

MINI小倉・福岡西	MINI新車 定価価格の5万円割引
当社グループ内の自動車整備工場	整備工賃、アクセリパーツ 定価価格の10%割引

その他関連事業(上記1冊綴りの中に各1枚)

第一ケアサービス	グループホーム、老人ホームの体験宿泊料の50%割引
DAIICHI ダイナミックゴルフ	500円分ご利用券

- (注) 1. 売買契約及び請負契約の締結後は、ご利用できません。
2. 分譲マンションにおける共同事業物件は、ご利用できません。

(2)基準日(贈呈時期)

- ・ 3月31日(同年6月中に贈呈)
- ・ 9月30日(同年12月中に贈呈)

以上